

広島県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十五年広島県告示第四百五十九号で認可した三次圏都市計画下水道事業三良坂公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

三次市

二 都市計画事業の種類及び名称

三次圏都市計画下水道事業三良坂公共下水道

三 事業施行期間

平成九年一月二十七日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県三次市三良坂町大字三良坂字大仙、字和田、字岩崎、字久松、字岡坊、字柳ヶ坪、
字田中、字上之堂、字瓜田、字吉森、字平林、字三本木、字藤坂、字高木、字塩野浦、字
塔之山、字溝口、字上郷、字下郷、字反、字国光並びに大字長田字城之沖及び字貞数山地
内

使用の部分

広島県三次市三良坂町大字三良坂字大仙、字和田、字岩崎、字久松、字岡坊、字柳ヶ坪、
字田中、字上之堂、字瓜田、字吉森、字平林、字三本木、字藤坂、字高木、字塩野浦、字
塔之山、字溝口、字上郷、字下郷、字反、字国光並びに大字長田字城之沖地内